

1/18  
(木)

## 「道路協力団体」が指定されました！ —小国町「地縁団体 大字沼沢」—

道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細かな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、道路管理の充実を図ることを目的とした「道路協力団体制度」に、この度小国町の「地縁団体 大字沼沢」が東北地方整備局では初めて指定されました。

平成30年1月18日(木)に道路協力団体指定証の伝達式が行われ、今後、道路管理者のパートナーとして様々な活動や地域への貢献が期待されます。



▲ 指定証を受け取る「地縁団体 大字沼沢」総代 桜井様



▲ 前列右2番目より「地縁団体 大字沼沢」総代 桜井様、事務局長 大河原様

法人等の名称 : 地縁団体 大字沼沢 (平成29年12月22日指定)

指定区間 : 国道113号 94.710kp~98.330kp (西置賜郡小国町大字沼沢地内)

延長 : 同区間内でトンネル内を除いた約3.3km

- 業務内容 :
- ① 歩道等の清掃活動、植栽活動
  - ② 交通安全看板設置、道路区域内での物販
  - ⑤ 交通安全街頭指導



①:植栽活動



②:交通安全看板設置



②:道路区域内での物販

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。【承認番号 平29東復第33号】

平成 28 年 4 月より

# 「道路協力団体制度」が創設されました。

## 1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

## 2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり③、②に掲げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

## 3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。  
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記\*に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0
  - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの  
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
  - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場  
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
  - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具  
(例：シェアサイクル施設)
  - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの  
(例：掲示板)
  - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等  
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
  - 6) 食事施設、購買施設等  
(例：オープンカフェ、マルシェ)
  - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等  
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。  
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。  
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。  
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。



### 国土交通省 山形河川国道事務所 米沢国道維持出張所

〒992-0011 米沢市中田町260-2  
TEL : 0238-37-5300 FAX : 0238-37-5303

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchou/yoneiji/>

道路の異状を発見したら、**道路緊急ダイヤル(無料) #9910** へお知らせ下さい！

